

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和2年10月27日答申分

○答申の概要

| | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 0件 |

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900242 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000032 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成7年5月から平成15年9月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年5月から平成15年9月まで(次の表の第一欄に掲げる期間)の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成7年5月から平成15年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年5月から平成15年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成7年5月から平成8年3月まで、平成8年8月から平成10年10月まで及び平成14年5月から平成15年7月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年5月から平成8年3月まで、平成8年8月から平成10年10月まで及び平成14年5月から平成15年7月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成7年5月から平成8年3月まで、平成8年8月から平成10年10月まで及び平成14年5月から平成15年7月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|---------------------|------|------|------|
| 平成7年5月 | 24万円 | 26万円 | 36万円 |
| 平成7年6月から同年8月まで | 24万円 | 34万円 | 36万円 |
| 平成7年9月 | 24万円 | 32万円 | 36万円 |
| 平成7年10月から平成8年1月まで | 24万円 | 32万円 | 38万円 |
| 平成8年2月及び同年3月 | 24万円 | 36万円 | 38万円 |
| 平成8年4月から同年7月まで | 24万円 | 38万円 | — |
| 平成8年8月から同年12月まで | 28万円 | 38万円 | 44万円 |
| 平成9年1月から同年9月まで | 28万円 | 41万円 | 44万円 |
| 平成9年10月から平成10年3月まで | 28万円 | 41万円 | 47万円 |
| 平成10年4月から同年10月まで | 28万円 | 44万円 | 47万円 |
| 平成10年11月から平成13年8月まで | 28万円 | 47万円 | — |
| 平成13年9月から平成14年4月まで | 32万円 | 53万円 | — |
| 平成14年5月から平成15年6月まで | 32万円 | 50万円 | 53万円 |
| 平成15年7月 | 32万円 | 38万円 | 53万円 |
| 平成15年8月及び同年9月 | 32万円 | 38万円 | — |

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日：昭和40年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成7年5月1日から平成15年10月16日まで

給与から控除されている厚生年金保険料額と年金記録の標準報酬月額が相違しているため、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間（次の表の第一欄に掲げる期間）について、請求者が提出した給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額について、前述の給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|---------------------|------|------|------|
| 平成7年5月 | 24万円 | 26万円 | 36万円 |
| 平成7年6月から同年8月まで | 24万円 | 34万円 | 36万円 |
| 平成7年9月 | 24万円 | 32万円 | 36万円 |
| 平成7年10月から平成8年1月まで | 24万円 | 32万円 | 38万円 |
| 平成8年2月及び同年3月 | 24万円 | 36万円 | 38万円 |
| 平成8年4月から同年7月まで | 24万円 | 38万円 | — |
| 平成8年8月から同年12月まで | 28万円 | 38万円 | 44万円 |
| 平成9年1月から同年9月まで | 28万円 | 41万円 | 44万円 |
| 平成9年10月から平成10年3月まで | 28万円 | 41万円 | 47万円 |
| 平成10年4月から同年10月まで | 28万円 | 44万円 | 47万円 |
| 平成10年11月から平成13年8月まで | 28万円 | 47万円 | — |
| 平成13年9月から平成14年4月まで | 32万円 | 53万円 | — |
| 平成14年5月から平成15年6月まで | 32万円 | 50万円 | 53万円 |
| 平成15年7月 | 32万円 | 38万円 | 53万円 |
| 平成15年8月及び同年9月 | 32万円 | 38万円 | — |

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付す

る義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成7年5月から平成8年3月まで、平成8年8月から平成10年10月まで及び平成14年5月から平成15年7月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000050 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000033 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 12 年 4 月から平成 15 年 4 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 12 年 4 月から平成 15 年 4 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 12 年 4 月から平成 15 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 12 年 4 月から平成 15 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 12 年 4 月及び平成 14 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 12 年 4 月及び平成 14 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 12 年 4 月及び平成 14 年 5 月から同年 8 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 平成 12 年 4 月 | 28 万円 | 32 万円 | 44 万円 |
| 平成 12 年 5 月から平成 13 年 9 月まで | 28 万円 | 44 万円 | — |
| 平成 13 年 10 月から平成 14 年 4 月まで | 30 万円 | 44 万円 | — |
| 平成 14 年 5 月 | 30 万円 | 41 万円 | 44 万円 |
| 平成 14 年 6 月 | 30 万円 | 36 万円 | 44 万円 |
| 平成 14 年 7 月及び同年 8 月 | 30 万円 | 38 万円 | 44 万円 |
| 平成 14 年 9 月から平成 15 年 4 月まで | 30 万円 | 38 万円 | — |

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 4 月 3 日から平成 15 年 5 月 1 日まで

請求期間について、年金記録の標準報酬月額より多くの給与が支給され、厚生年金保険料も多く控除されていたので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間 (次の表の第一欄に掲げる期間) について、請求者が提出した給与明細書により確

認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額について、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|---------------------|------|------|------|
| 平成12年4月 | 28万円 | 32万円 | 44万円 |
| 平成12年5月から平成13年9月まで | 28万円 | 44万円 | — |
| 平成13年10月から平成14年4月まで | 30万円 | 44万円 | — |
| 平成14年5月 | 30万円 | 41万円 | 44万円 |
| 平成14年6月 | 30万円 | 36万円 | 44万円 |
| 平成14年7月及び同年8月 | 30万円 | 38万円 | 44万円 |
| 平成14年9月から平成15年4月まで | 30万円 | 38万円 | — |

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成12年4月及び平成14年5月から同年8月までについては、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。